都における成年後見制度利用促進と 司法との連携

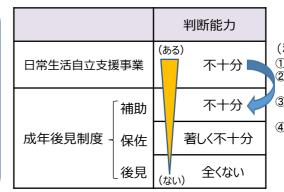
9月9日(木) 東京都福祉保健局生活福祉部 生活支援担当課長 小澤

日常生活自立支援事業、成年後見制度の導入と整備の経緯

背 黒

「措置から契約へ」という社会福祉基礎構造改革の流れの中で、判断能力の低下 のある人への契約支援システムが必要

- 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)
 - → 社会福祉協議会によるサービスとして誕生
- 成年後見制度
 - → 民法の禁治産制度・準禁治産制度を改正した司法制度



(移行の具体例)

- ①相続が発生する可能性がある場合 ②消費者被害から本人を守る必要が
- ③日常的金銭管理を超える支援の 必要性がある場合
- 4)将来にわたり本人のキーパーソン になる人が必要と思われる場合 (若年の精神・知的障害の方等)

介護保険法施行

H11

H12

<苦情対応事業> (国庫補助事業)

H17

契約制度への転換にあわせ、事業者に比べて知識に乏しい利用者の権利を擁護するため、 苦情を受け付ける窓口及び運営適正化委員会を設置

<日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)>(国庫補助事業)

判断能力が不十分な方の ①福祉サービスの利用に向けた手続き、②日常的な金銭管理 等に同行支援

玉 成年後見制度

権利擁護事業

都

〈民法改正〉

H12

禁治産制度を改め、 介護保険制度との両輪として 成年後見制度がはじまる

H28

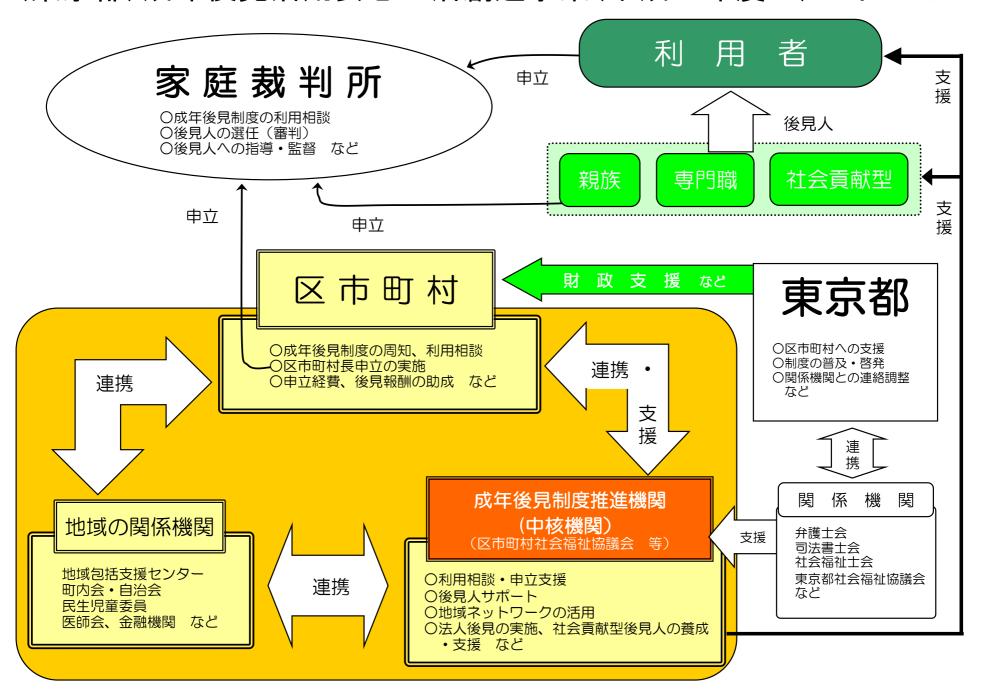
<成年後見制度利用促進法の施行・ 成年後見制度利用促進基本計画の策定>

中核機関の設置促進など、国も取組を本格化

<成年後見活用あんしん生活創造事業>

全国に先駆けて、区市町村の推進機関の設置や市民後見人の養成などを促進

(東京都)成年後見活用安心生活創造事業(平成17年度~)のイメージ



東京都地域福祉支援計画(第1期)

1 位置付け

- 社会福祉法に規定する都道府県地域福祉支援計画として、新たに策定(計画期間:平成30~令和2年度)
- 以下の3つの役割を持つ、福祉分野の総合的な計画
 - (1) 各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、都における福祉施策を「支える」
 - (2) 都民の生活を支える様々な施策の方向性を示し、個別計画の「はざまを埋める」
 - (3) 各分野にまたがる共通事項について定め、各福祉分野を「横につなぐ」

2 理念

- (1)誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心 して暮らすことができる東京
- (2) 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- (3) 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

3 主な内容

地域福祉を推進する区市町村の取組への支援

①地域の支え合いを育む

- ▶ 複合的課題や制度の狭間の課題にも 対応した相談支援体制の整備
- ▶ 高齢者・障害者・子供など、誰もが 集える多世代交流拠点の整備
- ▶ 高齢者の見守り等を行う地域の住民 ボランティアの育成

②安心した暮らしを支える

- ▶ 低所得高齢者等に対する、住まい確保と生活支援の一体的な提供
- 生活困窮者への相談支援従事者の資質向上
- ▶ 子供の居場所づくり
- ▶ 成年後見制度の利用促進

地域福祉全般に係る取組

③地域福祉を支える

- ➤ 福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」を通じ、福祉職場に関心のある方へ情報発信
- > 民生・児童委員の相談技量の向上を 図る研修の実施
- ➢ 福祉サービス事業者に対する第三者 評価の受審促進

令和元年度第1回テーマ別研究会議

本スライドから スライド13枚目まで (抜粋・一部改)

「新たなしくみ」と「基本方針シート」が 目指すもの

~「地域と家裁の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」~

東京都社会福祉協議会

地域と家裁の連携による

成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ

選任前 【相談・マッチング】 ~ 【申立て・選任】 ~ 選任後 【後見人支援】 の全過程において一貫して、 意思決定支援(自己決定の尊重)と身上保護の重視を徹底 し、具体化するためのしくみをつくる。

☆ 核心は、真に適切な後見人が選任されるための支援(=選任支援)

- ~どんなに適切な候補者がいても選任されなければ支援のしようがない。
- ~本人や信頼できる親族の意思や意向を尊重せずに選任された後見人に、信頼関係に基づく本人に寄り添った親身の後見業務の実施を期待することは難しい。

「手引き」の記述から

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」(厚生労働省)

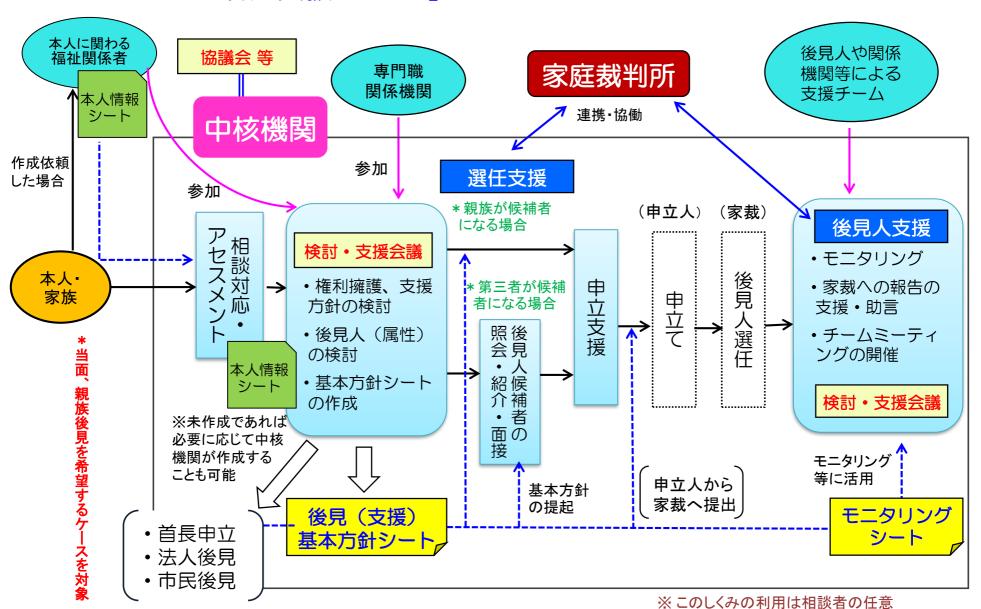
(30年3月 成年後見制度利用促進体制整備委員会)

- ▶「3つの検討・専門的判断」(以下の3点)における中核機関の役割
- ①「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」
- ②「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」

~ここでは、支援方針や適切な候補者などの検討、候補者選任後の チームについての検討、申立てにあたっての準備・役割分担等が検討 されます。本人の利益のために誰が申立てを行うことが適切か、首長 申立の検討の必要性の判断等、本人の支援に関わってきた支援機関や 専門職能団体から推薦される後見業務に精通した専門職も検討に入る ことが望まれます。候補者推薦に際しては、家庭裁判所と選任のイ メージを共有しておくことが求められます。~

③「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」

「地域と家裁の連携による成年後見制度の新たな選任・ 利用支援のしくみ」 のイメージ



「地域と家裁の連携による成年後見制度の新たな 選任・利用支援のしくみ」の考え方 (基本方針)

- 1 成年後見の利用促進にあたっての最重要テーマである「適切な意思決定の支援」と「きめ細かな身上保護」を実現するため、<u>家裁との適切な役割分担と協働、及び専門職との協力体制のもと、地域における支援体制を確立</u>する。
- 2 地域における「支援」と家裁による「監督」を混同することなく、相互に連携・補完しつつも、機能・役割分担の明確化を図る。

- 3 本人と親族の意向をできる限り尊重した<u>「納得と</u> 合意による後見人選任」につなげるしくみと支援体制 を確立し、本人・親族の信頼と共感を大切にする。
- 4 親族への申立てから選任までの相談・支援を充実させ、専門職や支援関係者が参加する<u>「検討・支援会議」において、利用者本人の意思や希望をベースにして「後見(支援)基本方針シート」を作成</u>・活用することにより、連続性を重視した選任後までの一貫した支援を実現する。

「検討・支援会議」、「後見(支援)基本方針シート」 の意義

- ① 本人の意思や意向を尊重した選任と支援につながる。
- ② 専門的・第三者的な視点が入ることにより、質の高い後見業務の計画的な実施につながる。
- ③ 財産管理や不正防止に偏らない、より適切な後見人を選任するための貴重な資料になる。
- ④ 本人や親族、後見人に「納得と合意」をもたらす。
- ⑤ 関係者の連携によるチーム支援の実現につながる。
- ⑥ 選任後の一貫したモニタリングと支援につながる。

Q17「本人情報シート」との関係はどうなるか。

本人情報シートの作成は任意とされていますが、その作 成者には中核機関の職員も想定されているところです。し くみによる支援を受ける場合、基本方針シートの作成過程 では、本人に関わる福祉関係者から情報収集を行ったり、 検討・支援会議で検討することになりますので、こうした 過程の中で中核機関等が本人情報シートの作成者となった り、また別の福祉関係者が作成した本人情報シートを基本 方針シートの作成に活用する等、連動した活用が考えられ ます。また、必要に応じて診断書を作成する医師に、本人 情報シートとともに基本方針シートのコピーを提出するこ とも有効と考えられます。

「新たなしくみ」Q&Aより抜粋

「新たなしくみ」がめざすもの



地域(中核機関等)・家裁・専門職の協働による 選任・後見人支援の体制が確立する。

成年後見制度に対する信頼と有用感が高まり、適切な制度利用が広まる。

よりよい後見業務が無理なく安定的に実行され、ご本人とご家族の幸せにつながる。



大田区における取組①

• 権利擁護支援検討会議

中核機関が事務局となり、多職種(弁護士、司法書士、社会福祉士)の専門家等から構成。その知見と法的根拠を基に、本人の権利擁護に係る支援方針や意思決定支援、チーム支援のあり方などの助言を得ることを目的としている。成年後見人等選任後も成年後見人等を含めたチームへの支援を行う。

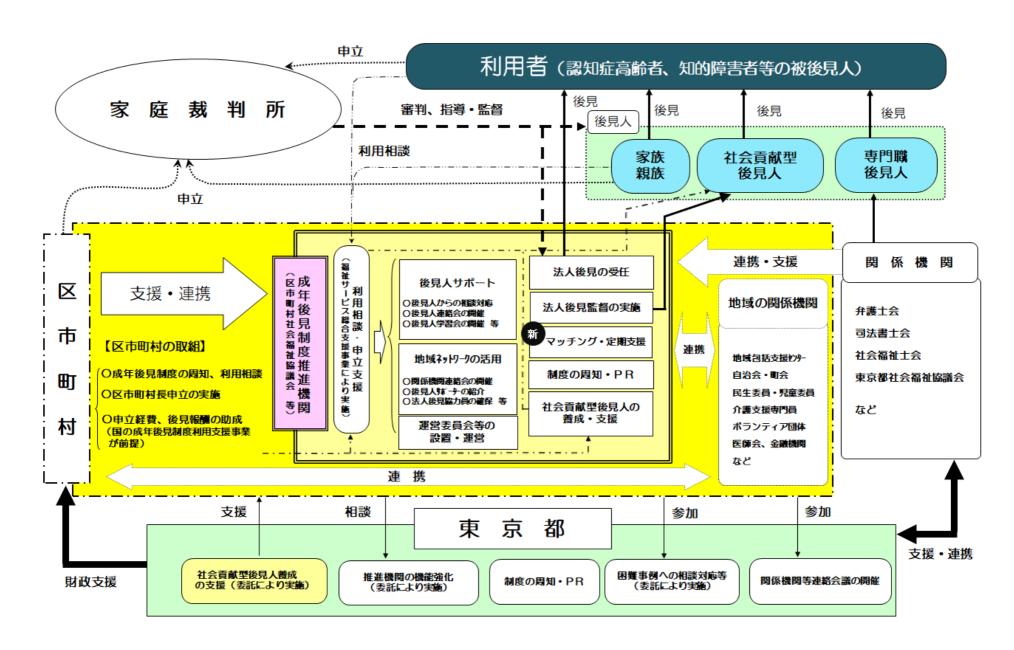
- ・【支援者】気づき、発見、相談の流れ
 - ①チェックシートにより、本人の日常生活での状況を確認
 - ②判断能力、財産管理、身上保護についての課題を確認
 - ③「権利擁護支援シート」(基本情報シート・分析シート・受任調整シートで構成)、「本人情報シート」を作成
 - ④必要に応じて「権利擁護支援検討会議」の活用

大田区における取組②

【支援者】権利擁護支援検討会議活用のフロー

- ① 本人状況の把握、アセスメント
- ② 中核機関(おおた成年後見センター)に相談
- ③ 権利擁護支援検討会議(月1回開催)の開催日、手順の説明を受ける
- ④ 支援チームで権利擁護支援シートを作成
- ⑤ 中核機関に権利擁護支援シートを提出(2週間前まで)
- ⑥ 打合せ
- ⑦ 会議参加(会議当日):その場で専門家から助言
- ⑧ 会議終了後(支援チーム内での情報共有)

東京都「成年後見活用あんしん生活創造事業」のイメージ



家裁の機能と地域の役割 ~監督と支援の違い~

<u>監督</u>

- 取り締まったり、指図をしたりすること。また、その人や機関
- ・法律で、人または機関の行為が、その守るべき義務に違反していないか、その目的達成のために適当か否かを監視し、必要なときには指示・命令などを出すこと。

<u>支援</u>

力を貸して助けること

引用:デジタル大辞泉(小学館)/Weblio

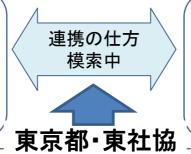
地域においては、利用者に対する相談・手続きの支援を 充実することで、利用者が使いやすく、メリットを感じられ る制度の運用モデルの確立を目指す

令和元年度~ 地域と家裁との会議開催

現状と課題

区市町村

推進機関の設置は進んでいるが、 中核機関の設置は伸び悩んでいる。 計画策定も低迷



東京家裁

一般的な情報提供に留まる

自治体ごとの個別対応不可

立場上の制約、マンパワー不足

区市町村の体制整備、人材育成を支援、関係者会議の開催(家裁、立川支部、三士会、区市町村、推進機関、東社協、都)

⇒ 地域と家裁との連携を進めるためには、これまでとは違うアプローチが必要

地域と家裁との会議開催

会議の目的

- ○関係機関の連携を深め、地域の体制整備を進める。
- ○地域と家裁との連携を進め、後見制度の利用促進を図る

会議の開催概要

- ○テーマと家裁の参加スタンスを変えて年2回実施
- ○三士会にもオブザーバー参加を呼び掛ける。
- (令和2年度以降)
- ○テーマ別、利用促進進捗状況別等による小規模開催
 - ⇒率直な意見交換により、地域と家裁の**相互理解を促進**
- ○早期に全区市町村が1回以上参加できるよう、テーマ設定や規模を工夫 ⇒地域と家裁との<u>連携の在り方の方向性を示す</u>

開催内容

- R元.10「新たなしくみへの取組」 (6区市、家裁、家裁立川支部、東社協、都)
- R2.1「区市町村基本計画の進行管理」 (8区、家裁、東社協、都)
- R2.12「新たなしくみの実践に向けた取組」 (8区市、家裁、家裁立川支部、三士会、東社協、都)
- R3.1「町村部における成年後見制度を必要とする人への支援と制度の利用促進」 (7町村、家裁、三士会、東社協、都)

各種会議等での東京家庭裁判所との連携

- 東京都地域連携ネットワーク会議(年1回開催。家裁、専門職団体、区市町村、地区社協等、東社協、都)
- 東京都推進機関連絡会(年1回開催。家裁、区市町村、 推進機関(地区社協等)、東社協、都)
- 地域と家裁の連絡会(年2回開催。家裁、区市町村、地区社協等、東社協、都、(オブザーバー:専門職団体))
- 成年後見制度推進機関・テーマ別研究会
- 東京家庭裁判所による「家事関係機関との連絡協議 会」、「立川支部連絡会」

「東京都における判断能力に困難を抱え、 権利擁護、支援等が必要な方の あんしん生活を支える制度の推進に関する協定」 (令和2年2月)

- 協定締結先
 - 東京弁護士会
 - 第一東京弁護士会
 - 第二東京弁護士会
 - 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部
 - 公益社団法人東京社会福祉士会
- 協定の内容(専門職団体及び東京都の主な取組)
 - 専門職団体は、成年後見制度等に関する相談窓口を設け、都民からの相談に対応します。また、東京都及び区市町村が成年後見制度等の利用促進に向けた取組を行うにあたり、専門的立場からの助言、専門家の派遣、研修会やセミナー開催への協力等を行います。
 - 東京都は、本協定に基づく専門職団体の取組について、都民及び区市町村に周知します。また、区市町村が専門職団体の協力を受けられるよう支援します。

令和2年度末実績

- 推進機関設置区市町村数(51区市町)
- 中核機関設置区市町村数(22区市)(令和2年10月1日時点)
- 計画策定済区市町村数(20区市村)(令和2年10月1日時点)
- 「新たなしくみ」都補助活用区市数(12区市)
- 成年後見地域連携ネットワーク会議(年1回)
- ・ 家裁と地域の連絡会(2回開催)

今後の課題

- 「新たなしくみ」の推進
- 区市町村における包括的支援体制整備との連携